

日露戦後における留岡幸助の思想と行動

——地方改良事業・感化救済事業に対する主体的意図——

小林仁美

はじめに

本稿は、日露戦後における留岡幸助の思想と行動を明らかにすることを目的とする。留岡幸助に関する考察は、教育・福祉・司法の接点における現代的課題を解決する視座を得る上においても、また社会的弱者の問題の中でとりわけ歪みが顕在化する近代日本の特質を考察する視座を得る上においても重要である。とくに、天皇制国家主義の体制が確立されていく日露戦後、内務省が企画した感化救済事業、地方改良事業に、留岡がどのような意識でかかわったかという問題は、留岡の思想自体を検討する上でも重要な課題である。

しかし、これまでの地方改良事業にかかる研究では、國家統合という歴史的機能が中心的な課題とされ、政策決定者ではない立場でその活動に加わった個人の主体的意図は十分に問題にされてこなかった。たとえば、鹿野政直⁽¹⁾は、留岡を「地方自治のイデオローグ」として井上友一、江木翼、山崎延吉と同列に並べ、同様に宮地正人⁽²⁾も留岡を「山崎延吉」とならんで、地方改良運動の民間イデオローグ」と位置づけるだけで、各人の立場や主張の相違を問題にしない。また、田中和男⁽³⁾は、「留岡にとって要請される」地方改良事業の目的は「国力の発揚」であったと述べたが、感

化救済事業や家庭学校など同時代における留岡の思想と行動の全体をふまえず、地方改良事業における留岡の主張をも十分に吟味していない。このほか、松浦論文においては、問題設定に対する十分な論証をみることができない。⁽⁴⁾

筆者は「留岡幸助の『新慈善』——小河滋次郎・井上友一との比較研究——」において、地方改良事業・感化救済事業の政策決定者である井上友一と、留岡幸助の救済事業観における違いを明らかにした。⁽⁵⁾すなわち、皇室の役割を強調し孤児院や育児院での教育勅語の捧読や靖国神社への参拝を提倡した井上は、「植民地の面積」「物産の出来高」「鉄道の長さ」など、国力が帝国主義的発展を遂げ「國体の精華」としての天皇を仰ぐ帝国の「國威」が發揮されることを政策課題として重視し、結局、救済事業の目的を「國の力を増すこと」と考えた。これに対して、留岡の場合は、「國威」の発揚という政策課題からではなく、「道徳的慈善」を要として慈善事業・社会事業の自己目的性を重んじ、慈善事業の国家に及ぼす利益は一つの結果であって、事業の目的は救済による社会的弱者の自立にあるという立場から内務省の活動に参与したのである。つまり、地方改良事業や感化救済事業の立て役者であった内務官僚井上友一に対し、留岡の場合は、政策的な課題意識は少なく、より自らの問題意識に依拠して内務省の事業にたずさわった。

それでは、留岡は、地方改良事業において、どのような主張を行つたか。先行研究では、地方改良事業と雁行して行われた感化救済事業における留岡の主張をも含めての包括的な検討はなされてこなかった。しかし、当時、キリスト教主義の家庭学校において実践的に社会問題にかかわった留岡の思想を理解するには、地方改良事業における主張とともに、感化救済事業における問題意識や、感化教育を開拓する家庭学校の実践における問題意識をも視野に入れ考察が必要とされる。あわせて、日露戦後、いつそう強調されるようになつた天皇および皇室による慈惠救済事業を、実践的キリスト教徒として「宮尊徳に傾倒していた留岡がどのように捉えたのか、あるいはキリスト教主義の家

庭学校の教育において教育勅語などがどのように扱われたかという問題についても、考察する必要がある。そこで、本稿では、日露戦後の内務省の事業にかかわった留岡幸助の問題意識を明確にするために、第一に、感化救済事業と地方改良事業の対象と内容を概観し、第二に、感化救済事業において留岡は何を問題としたのか、第三に、地方改良事業においてはどうであったのか、第四に、彼は当時の皇室のかかわった慈惠救済事業をどのようにとらえ、家庭学校では教育勅語などの取り扱いをどのように行つたかという問題を考察する。

I 感化救済事業と地方改良事業

日露戦後の厳しい国家財政をうけて打ち出された増税政策、産業構造の変化に伴う資本家と労働者の格差増大とスマム化の進歩、寄生地主化の進行とあいまつた零細小作農の増加という両極分解、消費生活の変化、一九〇六年頃から襲つた恐慌・凶作等々、国民は資本主義の進行の前に新たな生活問題にさらされていた。そのような状況にあつた一九〇八（明治四一）年、国家予算に感化救済事業講習及調査費一〇、〇〇〇円が計上され、九月一日から一〇月七日まで第一回感化救済事業講習会が開催された。⁽⁶⁾ 講習会の内容は、地方改良事業講習会に引き継がれていくものもあつたが、「感化院の目的及其事業、感化事業と農業、貧民患者の救療、低能児教育、盲聴教育について」など感化事業と各種救児事業が中心であり、社会的弱者に対する救済事業・教育事業を主としていた。⁽⁷⁾

ところが、この一九〇八年六月、赤旗事件が起り、その後に成立した第二次桂内閣のもとで、「祖宗の遺訓」に基づく「国運の發展」を期するために「上下心ヲニシ忠実業に服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就」かなければならないとうたう戊申詔書が渙發された。そして、天皇制国家の帝国主義的發展に備えて国民

生活のあり方を具体的に示した戊申詔書を実際に展開するため、地方改良事業が企画された。翌一九〇九年から地方改良事業奨励諸費四三、〇〇〇円が計上され、一九〇九年七月一二日、第一回地方改良事業講習会が開催され、同年一〇月一一日から三一一日までを会期とした第二回講習会は感化救済事業と同時期に開催された。これらの講習会では、多くの講義の他にそれぞれ四〇近くの関係文献が配布され、三〇余りの施設が視察対象にあげられた。⁽⁸⁾

表によって両事業を比較してみると、地方改良事業講習会の講習対象は、郡長、町村長、郡書記などであり、講習内容は「自治訓練の方法、部落有財産の統一整理、農事の改良、青年団の監督指導、神社制度の概要」など産業振興・地方自治制度の整理を中心内容としている。⁽⁹⁾これに対し、感化救済事業講習会では、主たる受講者は救済事業従事者と宗教家であり、受講内容は「貧民患者の救療、慈惠救済事業の趨勢、不良少年、盲聳教育」など社会的弱者救済のための事業がテーマとされた。⁽¹⁰⁾実際に、府県から郡市町村に対する通達では、感化救済事業の講習対象は、町村長、郡長など地方行政担当者および救済事業従事者とされ、一応、地方の行政関係者も対象としていた。⁽¹¹⁾しかし、これに応じたのはやはり宗教家や救済事業従事者が中心であり、内容も救済事業の方法的向上を狙うものであった。

地方改良事業講習会と感化救済事業講習会が同時に開催されたことに、両事業は内務省において内務行政としての内的連関性が意識されていたと読取ることができる。しかし、地方改良事業が地方行政上の事業を主眼とするのに対し、感化救済事業は宗教家や有志者による救済事業の推進とその具体的方法の向上を主眼としており、それぞれの事業はその対象と内容を異にするものであった。

感化救済事業講習会の開催と留岡の講演

	日時	予算及決算	講演数	出席者数	留岡の講義	典 捷
第一回	1908 (明治41) 9 / 1 - 10 / 7 116+24 時間	明治41年度 感化救済事業 講習及調査費 予算 10000円 決算 9924円	25科目 37講師 臨時14回	340名 宗教家 救済事業従事者	感化事業と其方法	阪野寅 『感化救済 事業講習会 の15年』 宝仙短期 大学1978
第二回	1909 (明治42) 10 / 11 - 18日間 他に視察	明治42年度 感化救済事業 講習及調査費 予算 10000円 決算 9582円	18科目 17講師 他実験談	128名 宗教家 72 救済事業従事者 38 都書記 2 県属 4 警察部・巡査部長 各 1 小中学校教員 4	感化事業と其管理方法 我が国に於ける特殊救済 事業	『慈善』 1編2号
第三回	1910 (明治43) 11 / 15-30 他に視察	明治43年度 感化救済事業 奨励諸費 予算 50000円 決算 49872円	16科目 16講師 他実験談 38名	114名 宗教家 30 救済事業従事者 62 県属 5 県視学官 2 警察部 2 小学校教員 3	感化事業と其管理	『慈善』 2編2号 『官報』 8252号 (1919.12)
第四回	1911 (明治44) 10 / 20 - 11 / 2 他に視察 5日	明治44年度 感化救済事業 奨励諸費 予算 86700円 決算 86448円	18科目 18講師 他実験談	92名 宗教家 25 救済事業従事者 51 県属 7 都書記 1 県視学官 1 市書記 2 巡査部長 1 小学校女学校教員 2	感化事業と其管理 細民部落改善の概要	『慈善』 3編2号 『官報』 8521号 (1911.11)
第五回	1912 (大正元) 11 / 11-30 82時間	明治45年度 感化救済事業 奨励諸費 予算 86700円 決算 78368円	23科目 22講師 他実験談	145名 宗教家 55 救済事業従事者 66 県属 8 都書記・県嘱託 各 1 県視学官 2 県警察部 1 市区都書記・市助役 5 村助役 1 小学校女学校教員 4	感化事業の実施方法 一般児童の社会教育	『慈善』 4編2号 『官報』 113号 (1912.12)
第六回	1913 (大正2) 10 / 16 - 11 / 1	大正2年度 感化救済事業 奨励諸費 予算 86700円 決算 45244円	19科目 19講師 他実験談	150名 宗教家 67 救済事業従事者 54 県属 10 県嘱託 2 県視学官 2 県会議員 1 市事務員・都書記各 1 町学務委員・区書記 2 小学校教員 6	感化事業と其管理	『慈善』 5編2号 『官報』 389号 (1913.11)
第七回	1914 (大正3) 10 / 5 - 10 / 15 他に視察 8日	大正3年度 感化救済事業 奨励諸費 予算 35000円 決算 31488円	15科目 15講師 他実験談	136名 宗教家 64 救済事業従事者 53 県属 4 都視学 1 都市書記・都吏員 6 県警部補 1 村長 1 村民(篤志家) 4 小学校長 2	なし	『慈善』 6編2号 『官報』 680号 (1914.11)

日露戦後における留岡幸助の思想と行動

地方改良事業講習会の開催と留岡の講演

	日時	予算及決算	講演数	出席者数	留岡の講義	典 捐
第一回	1909 (明治42) 7 / 12 - 8 / 2	明治42年度 地方改良事業 奨励諸費 予算 43000円 決算 42881円	34科目 28講師 他実験談 22名	144名 聴講員 県事務官 7 郡長 4 講習員 (道府県) 属53 都書記 90	農村改良と篤志家	『官報』 7835号 (1909.12)
第二回	1909 (明治42) 10 / 11-31		20科目 19講師 他実験談	116名 郡長 10 属 9 都書記 5 町村長 74 宗教家 1 組合・農会長 各 1 村民 6 町村助役 4	なし	『官報』 7943号 (1909.12)
第三回	1910 (明治43) 6 / 21 - 7 / 6	明治43年度 地方改良事業 奨励諸費 予算 39400円 決算 38456円	20科目 19講師 他実験談 23名	150名 聴講員 支庁長 1 郡長 62 技師 1 属 4 事務官補 2 講習員 属 46 都書記 33 視学 1	なし	『官報』 823号 (1910.7)
第四回	1910 (明治43) 9 / 26 - 10 / 10		25科目 25講師 他実験談 52名	140名 聴講員 郡長 44 試補 2 警視 1 島司 1 講習会 属 35 都書記 54 視学 3	地方改良と篤志家	『官報』 8205号 (1910.10)
第五回	1911 (明治44) 6 / 26 - 7 / 11	明治44年度 地方改良事業 奨励諸費 予算 39400円 決算 38364円	21科目 20講師 他実験談	152名 聴講員 郡長 63 事務官補 1 試補 1 属兼警視 2 講習員 属 37 都書記 47 視学 1 助役 1	なし	『官報』 8433号 (1911.8)
第六回	1912 (大正元) 10 / 21 - 11 / 2	明治45年度 地方改良事業 奨励諸費 予算 39400円 決算 26872円	11科目 10講師 他実験談	149名 聴講員 郡長 75 試補 2 事務官補 2 技師 2 属 1 島司 1 支庁郡属 33 視学 3 都書記 41	なし	『官報』 96号 (1912.11)
第七回	1913 (大正2) 10 / 2 - 10 / 14	大正2年度 地方改良事業 奨励諸費 予算 39400円 決算 12614円	13科目 13講師 他実験談	135名 聴講員 支庁長 1 郡長 59 試補 2 理事官 2 講習員 属 30 都書記 41	なし	『官報』 383号 (1913.11)
第八回	1914 (大正3) 9 / 14-26	大正3年度 地方改良事業 奨励諸費 予算 15000円 決算 13048円	12科目 12講師 他実験談	133名 聴講員 支庁長 2 郡長 43 講習員 属 30 都書記 57 地方改良 奨励支員 1	なし	『官報』 679号 (1914.11)

II 感化救済事業講習会における留岡の主張

表にあるように、留岡は、内務省の嘱託をやめる一九一四年までの地方改良事業講習会で、第一回・第四回の各講習会において二回、「農村改良ト篤志家」「地方改良ト篤志家」の題目で講演しているに過ぎない。これに対し、感化救済事業講習会では、第一回から第六回まで、毎年「感化事業と其管理（法あるいは実施方法）」について講演し、加えて第二回では「我国ニ於ケル特殊救済事業」、第四回では「細民部落改善ノ概要」、第五回では「一般児童の社会教育」についても講演している。この事実は、「元来自分の本業は感化事業である」と語り⁽¹²⁾、「感化保護事業」を「小生の天職」と捉える留岡にとって、救済事業の向上を課題とする感化救済事業講習会こそ、その本領發揮の場であつたことを示す⁽¹³⁾。

ところで、第一回感化救済事業講習会は、一九〇八年四月の改正感化法施行の準備という側面があつた。一四歳未満の犯罪行為を処罰対象から除外した一九〇七年の刑法改正に伴って、各府県における感化院設立義務と国立感化院設置が定められたのである。一〇年ものあいだ公費感化院設立を訴えつつ、感化事業を実践してきた留岡は、この講習会で「成るべく詳細に」という要請を受け、「他の講師と異り特に時間が長い」ように割当てられた⁽¹⁴⁾。「感化救済事業講演集」では、他の講演記録が一〇ページから五〇ページ程度であるのに對して、留岡の「感化救済事業と其方法」は一八五ページもある。また、家庭学校は、講習会参加者の視察施設となり、同時に開催された感化救済事業展示会では家庭学校の紹介パンフレットが出品されている。⁽¹⁵⁾

それまでの自身の軌跡を意味づけるような感化救済事業講習会で、留岡は、第一に、感化事業の扱い手としての篤

志家の役割、第二に、感化事業を生ぜしめる少年犯罪の原因、第三に、感化事業の方法としての教育の重要性という三点に関して論じた。

(1) 感化事業の担い手

感化事業の担い手について、留岡は、「世界の慈善事業は宗教家、⁽¹⁴⁾特志家の善例に倣ふて後政府が組織的に經營するに至つた」という認識にもとづき、「今回の開設された講習会の如きも政府が率先してやつたやう」であるが、実は「能く考へて見ると諸君が熱心に慈善事業に永き間従事されたる結果、政府でも之を冷淡に見て居つては相済まぬといふので開かるゝに至つた」と論じた。⁽¹⁵⁾ 留岡は、十年近く前から感化教育に関する世論の喚起に努め、実際に家庭学校を設立した。その功が実つて感化法制が定められ、彼自身は感化救済事業講習会の講師となり、家庭学校は講習会の視察施設の一つにもなつた。感化救済事業講習会に出席した救済事業従事者は、家庭学校のパンフレットを持ち帰り、地元の感化事業の進展のため参考にした。⁽¹⁶⁾ 彼の「教育実験」で示されてきた実績は、感化救済事業講習会において当該事業の模範として認められた。民間のボランタリズムによつて救済事業が推進されてきたという留岡の認識は、彼自身の経験にもとづく。

世論の支持を必要とする政府の事業は、「輿論が進歩しない以上は政府は如何なる良き事業でも輿論に背いては出来ない」から、「單り感化院のみならず總て慈善事業の発達は政府が率先してやつたものでない」、「何れも皆最初は宗教家及び特志家が設立」し、「段々其事業をやつて居る中に政府が其必要を認めて之を補助し又公設するやうになる」という。このように、慈善事業の先駆的役割は政府ではなく宗教家や篤志家が担い、政府は民間事業の興隆に促されて慈善事業・社会事業に補助を与えるようになつたという留岡は、自らの実践の成果に自負と誇りをもつて、熱

烈な人道精神の共有者が、世論や政府をも動かすほどの草分けとしての感化事業（救済事業）の実践力になることを、宗教家・救済事業従事者らに期待し訴えた。それは、まさに自らの本領である感化事業、救済事業全体に対する期待であり、地方改良事業講習会における「四角同盟」において提唱した宗教家と篤志家に対する期待に通じるものであった。ところで、留岡は、空知集治監教諭師時代から、感化院の設置者は民間がよいか政府がよいかという問題に関心を寄せていた。彼の考えによれば、政府事業は資金力には恵まれているが肝心の事業の原動力たる精神と、精神があるて充実される学術的方法の点で民間事業に遅れをとる。これに対して、民間事業は、資金力では劣るが、ゆるぎない精神の上で実践されるため教育の方法も向上すると考え、彼自身は、民間事業として「小ト雖模範院を設立スルコト」を選んだ。⁽¹⁸⁾ 「私立の感化院が感化事業の先駆をなしたるに相違ないが段々秩序立つて来ると公立や官立になる」という発言は、民間的エネルギーでやってきた留岡の信念が結晶となつて表れたものであった。

（2）犯罪発生原因

次に、感化事業を必要ならしめる少年犯罪の原因に触れて、自然的、社会的、個人的側面から考察し、とりわけ社会的原因に注目した。⁽¹⁹⁾

まず、都市における人口集中、不景気・米価の変動など劣悪な経済状態が、犯罪に結びやすいことを指摘した。しかも、「法律や警察制度や裁判の手加減に依つて犯罪が増減するから統計に表れたばかりでは犯罪数の実際は分らない」と注意を促している。

次に、懲治場に入った者のなかで読み書きのできない者の割合の推移を記し、教育と犯罪の関係に言及している。ただし、留岡のいう教育とはたんに学校教育を意味するものではなく、「広き意味の教育」であり、「それは人格を

養成すること、文字や職業などを教へること」である。

日露戦後における留岡幸助の思想と行動

さらに、殺人を目的とするイタリアの秘密結社、ドイツにおける決闘の話、アメリカ南部での黒人リンチ事件、また「日本でも英雄氣取を以て大臣參議を殺した者を幾分か社会が褒めるやうな氣味」があるなどの社会の風潮を、「之は生命に関する犯罪を扇動する原因になる」として問題とした。「警察も判事も法律はあるが社会がさうだから何んとも出来ない」社会風潮や社会慣習は、「如何なる制裁を以てもさういふ悪習慣を止めることは出来ない」というのである。社会風潮の問題に関しては、飲酒と犯罪、先輩の感化、悪友の感化、周囲の感化、家庭、愛情の冷熱等々の問題にも言及した。小学校の設置場所は、女郎屋や劇場、寄席、飲食店から離すべきだと論じ、また、家庭の問題に関しては「社会的原因」全体の記述のなかでもとりわけ言葉を尽くした。たとえば、家庭学校の生徒の例をあげて、父親が商売上の取り引きのために家で芸者をあげて大騒ぎしたり、クラブに立ち寄ったり、仕事が忙しくて帰宅が遅かったりすること、また母親が演劇に熱心で家をあけがちであつたりというように、大人が大人の都合を優先し、父親不在、母親不在の家庭をつくり、あるいは家庭を大人の社交場に変えてしまつたりするなかで子どもが本当に必要な教育を受けられぬままその道を誤らせることになってしまふと問題にした。さらに、女子感化院横浜家庭学園長の有馬四郎助の話として、下女としてよその家庭に職を得た卒業生が「その内の主人がどうにもならぬ」といつてしましばしば戻つてくること、あるいはそうした下女の生んだ子どもが十分の教育がないまま道を踏みはずすこと、ときには正妻と妻がその子どもたちとともに同じ家に住んでいるなどといった問題に言及した。このほか、「両親又は家庭に於ける老人の愛情の冷熱が又不良少年を造る」というような偏った愛情の危険性についても指摘し、最後に、「人間が良くなつたり悪くなつたりするのは後天的問題」であり、「社会的原因を約めていへば境遇が不良少年少女を造つたと言ひ得る」と結論づけた。

つまり、留岡は、少年犯罪の原因に「貧困」がかかることに目は向けるが、むしろ犯罪を惹起する社会風潮や家庭生活における問題や、犯罪の温床となる社会問題に注目したのである。このように、彼が、法律にとらわれないレベルで犯罪を容認する社会を問題にしたことは、地方改良事業における主張を考える上でも注目される。

(3) 感化事業の方法

それでは、このような社会問題にどのように対応すべきものと考えたのか。第三に、救治制度に関する主張に目を向けてい。この点に関して「最後は之（犯罪）を防止するには宗教、教育の力を以て漸次にやるより外に仕方がない」と述べる留岡の主張は、彼の社会問題を見る目を反映している。

「富豪と赤貧者とを問はず人類は均しく教育せらるべきものにして又教育を受くべき権利を享有する」と考える留岡は、「不良少年を取扱ふのに教育は最も大切なこと」と教育の重要性を強調する。少年達は遺棄の状態、過干渉の状態、あるいは悪影響をうける環境にあるがゆえに十分な教育を受けられなかつた。そのような少年達にとっては、「職業を教へて世の中に立ち得る人間になる」と同時に「品格を形造らせて万物の靈長たる資格を備へさす」ためには、「境遇」が大切であり「境遇の中でも教育を以て人を良くすることが最も必要」であった。

この主張は、家庭学校の設立にいたる留岡の感化事業構想の中心的課題であった。彼は、具体的に「家族制度」を基本にする感化院の教育のあり方について言及している。校外教育のあり方や懲罰と善行表彰などの院内処遇にも留意した德育や宗教教育とともに、普通教育と職業教育、体育を重視し、音楽や娯楽にも配慮した感化教育の方針論である。同時に、留岡は、感化院の教職員の採用とその待遇についても目を配り、日本で初の慈善事業従事者養成機関を設立した者らしい見解を示している。「個」を伸長させ社会に独立した人間に育てるための教育において重視され

るべきこれらの要素は、実践的キリスト教精神にもとづいて設立されるにいたった家庭学校における教育実践の経験にもとづいている。つまり、感化救済事業における主張は、家庭学校における教育実験を確固たる基盤としていた。

以上のように、留岡は感化救済事業講習会に家庭学校校長としての経験を存分に生かし、感化事業実践者としての視点からかかわった。しかも、少年の「非行化」問題を、学校や感化院などの施設内教育の側面からだけでなく、社会慣習・社会風潮の側面からも問題としたのである。

それでは、彼にとって、地方改良事業は何であったのだろうか。

III 地方改良事業講習会における留岡の主張

村長、小学校長、宗教家、篤志家が、「公共心」「同心」を紐帶として「四角同盟」を形成し「地方改良」の担い手となり「模範村」を創出することが、地方改良事業における留岡の重要な主張である。とくに、地方改良事業講習会における留岡の講演題目が、「農村改良と篤志家」「地方改良と篤志家」であるように、篤志家にかけられた期待は大きかった。四角同盟は、「政党の存在が地方の発達を阻害する」と考えていた留岡が「篤志家（地方名望家）層の行政ルートへの再組織化」をめざしたものと位置づける先行研究では、留岡にとっての「模範村」とはどういうものであり、具体的に四角同盟に何を期待したのかを明らかにしていない。ここでは、第一に、留岡がめざす「模範村」とは何かという問題、第二に、地方改良事業の担い手の問題を検討することによって、地方改良事業における留岡の期待がどこにあったかを解明する。

(1) 留岡にとっての「模範村」

留岡は、「邦家の二大柱石」として「家庭を全ふし、町村自治を全ふするというより外にない」と述べ、「地方改良」の基礎に家庭の問題と町村自治の問題をすえた。まず、「模範村は善い家庭を沢山集めた所でなければ出来ぬ」と述べる留岡によると、家庭は「慰安」の場であり「人格を造る場所即ち教育の場所」として重視された。人間は「厭世でなく、人生を楽み喜んで暮らさなければならぬ」のであり、そのためには「家庭が面白くなくてはならぬ」のである。家庭学校の経験を通して、家庭の問題をもつとも深刻にうけとめた留岡らしい発言であるが、これを第一に「模範村」の要素として地方改良事業の目的にあげたことは、感化救済事業における主張と響きあうものである。⁽²⁰⁾ 次に、「町村自治」の問題に関して留岡が問題にしたのは、「衆議院議員の大多数が投票権を金で買ふ」というような政党と選挙民における金権体質であった。留岡が求めた「模範村」とは、このような私欲にもとづく物質的価値に支配されないものである。

内務省が指定した三模範村の一つである宮城県名取郡生出村を視察した時の、留岡と村長との問答は、その点をよく示している。留岡は、「模範村だけあって、村長は篤実熱心の人、小学校長も温厚恪勤の人で、又村内には犯罪人殆どなく山林には植林せられ、耕地整理も出来上がり、其他道路の事、癪病院の事、橋梁の事等より村民の副業に至るまでよく行き届いて居る」と評価した。⁽²¹⁾ しかし、「質問の鋒先を転じて、此村は不具疾病の者はいないかと問ふ」と、種々のハンディキャップを抱える者が七名あった。そこで、「此等の不具廢失者は如何にして居るかと村長に問ふ」と、村長は「此等の者は未だ処置がついて居らぬ」というのである。留岡は、道路、下水、上水、山林、耕地整理などが整えられ、「物質上」の要件が「其所を得た」にもかかわらず、「孤児は其養育者がなく、不良少年は其学校がなく、貧民は其所を得ず、浮浪の徒は三府五港其他に於て白昼彷徨」し、「独り貴き人類のみが、社会生存競争

の為めに打ち敗けて、負傷して居つても之等を収容する所の慈善院がない」ことは、「模範村の一大欠点」であると指摘する。それゆえ、「独り不具廃失者が其所を得て居らない」「生出村を模範村といふまい」と留岡は語った。

しかも、このような「生出村の村政は、日本の政治の縮図」であり、「我邦文明の一大欠点」であると述べるようには、「物質上の改良にはなかなか骨を居らるるが、人間が其所を得ていないので余りに気が付かない」、「物質上の進歩に忙しくて、人道上の事には多く気が付かない」ことを、留岡は当時の日本社会全体の問題であると指摘した。

つまり、留岡にとって「模範村」とは、いわゆる「孤児」や「不良少年」や「貧民」や「浮浪者」といった、社会のなかで遺棄状態にある一人一人の「人間が其所を得る」こと、つまり「家庭」的な環境を保障され「人生を樂み喜んで暮す」ことによって達成されるのであった。

(2) 「地方改良」の担い手

次に、留岡が「地方改良」の担い手をどのように考えていたのかを考察したい。

留岡が地方改良事業講習会で行った講演が「農村と篤志家」「地方改良と篤志家」であるように、感化救済事業講習会で救済事業における篤志家の役割に期待した留岡は、地方改良事業においても篤志家に期待した。たとえば、美濃大垣の銀行家河村長四郎が「貧民を救済したり、貧民の子弟を教育したり、或は又低利の資金を供給して貧民を助けたりすること」や、恵那郡中津町の素封家間本右衛門が「女子教育の振はざることを嘆いて二万三千円計りを投じ」て、「高等女学校を建てゝ、毎年之が維持費として三千円づゝを寄付」していることを例にあげた。

留岡が、「四角同盟」の成員の中で、「篤志家となると、同じことをしても、其尽力如何は町村を發展せしむる上

に於て非常に力がある」と述べ、とくに篤志家を重視することには理由があった。たとえば、「学校長杯が公共の為に尽力すれば、あの人々は小学校の校長であるから、さういふことをするのが本分だ、宗教家も又勿論名譽と利達を捨ててしまつてさういふことをするのが当然である」と考える者がいる。しかし、篤志家とは、「町村の自治及農村の発達の上に於て法律の力の及ばぬ所、府県庁の力の及ばぬ所に力を尽くす」人物であり、「職務的でないから其働くのは皆が得心」し、「あの人は名譽を目的に仕事をする人でない、利益の如何によつて仕事をする人ではない、全く篤志である、感心の至りである」といつて、それが本となりて一村が感化されて来る」というのである。

篤志家はそれが自発的な篤志であるがゆえに、感化力が強く「町村民は自然に感化される」という留岡の考え方は、犯罪を醸成する背景としての社会風潮を問題にした発想に通じる。

この点に関して、留岡の「地方改良」とは、社会問題の落とし子を産みださない、つまり「其所を得ていらない」人間を産みださないための事業であり、逆に言えばすべての「人間が其所を得る」ための環境整備であった。

さて、留岡は、篤志家のほかに宗教家にも大きな役割を期待している。「欧米各国でいふと、旧教の僧侶、新教の牧師、かういふ基督教の宣教師が其村其町に於て大に働いて居る」が、日本では「多くは村長と学校長との二人が同盟して模範村が出来て居る」のに、神官、僧侶など「所謂宗教家及篤志家たるもののが参加して居ないのは遺憾」という認識からであった。

たとえば、留岡は宗教家の役割について次のような例をあげている。すなわち、滋賀県長浜町の禅宗の僧侶西民閑仲がクリスチヤン田中晋次の協力を得て孤児院を設立したといった例、あるいは愛知県安城の真宗西岸寺の住職松林了観が「出藍学校と名くる夜学校を設立して夜な夜な青年子弟の訓育に資し、妻君は妙齡の女子凡そ二十四五名を集めて裁縫を教授」しているというのである。このように教育（救児）をその内容とする実践の先駆的役割を宗教家の

仕事として紹介する視点は、感化救済事業講習会での視点に合致する。しかも、孤児や、教育を十分に受けていない若者のための教育事業（教児事業）は、まさに「人間が其の所を得る」ための事業として注目されるべきものであり、それを推進する宗教は「何宗でも宜しい」のであった。

最後に、自治体行政を担当することを職務とする町村長と、直接的には学校教育の振興をその任務とする学校長に関する説明である。彼は、视察を通して地方の産業振興や感化力の向上にはたす町村長と小学校長の役割が大きいことを実感し、千葉県山武郡源村、静岡県浜名郡有玉村、宮城県名取郡生出村などの例をあげ、「他の處を研究して見ると大抵二角同盟が多い。村長と校長とでやつて居る」と述べている。

この中でもとくに強調したのは教育家の役割であった。一九〇七年一〇月二七日、山形市での県教育総会において「教育家の社会的任務」⁽²³⁾に関して論じている。そこでは、彼のいう社会教育における教育家の役割は、「大学の教授や学生等が畜に知識を学校内にのみ籠城させないで社会の内最も迷信や無学に充ちたる貧民窟に移植し、夜学会や講演会等を催して貧民を教育する」事業として紹介した、ケンブリッジやオックスフォードのユニバーシティー・セツルメントを通じるものと認識されていた。

ペスタロッチの「人間は生れながらにして上尊きより、下卑しきに至るまで教育は平等に受くべきもの」という言葉を引用し、「實に此語は眞理」であり、「義務教育の普及せるは即ちその理想が歐米各国に於て實現された」と説明する。それゆえ、「教師は学校ばかりの教師でなくて、学校を一步外に踏み出しても余力があるならば夜学校や補習教育及慈善事業の為にも力を尽くして貰ひたい」というのである。教育者は「学校教育のみを以て満足することなく、教育を学校以外なる社会に拡張して以て知識の再分配を平均せねばならぬ」という主張は、さらにドイツのエルベーフェルト制度において「小学校教員は寸暇ある毎に貧民の家庭を訪問してその救助につき方法を講じて居」ること

と、アメリカの少年裁判所のプロベーション・オフィサーには教育家や宗教家が従事していることなど、多くの実例にもどづいていたが、その根底にはすべての人間の教育を受ける権利に注目する観點があつた。留岡は、見聞と自身の経験を基礎として、「教育家諸君が、放課後に於て補習教育、慈善事業さては町村を潤沢するが如き、公益事業に余力を以て尽さること」が「教育家の社会的任務」であると主張し、「人間が其所を得る」ための教育家の役割を「社会の教育化」と述べて期待したのである。

以上のように、少年犯罪の生じる社会環境として社会風潮や社会慣習、家庭の問題に注目する留岡は、「人間が其所を得る」ための事業として「地方改良」をとらえ、その担い手として、とくに「風俗の矯正、或は教育の補習などに力を尽くす」ことを篤志家、宗教家、学校長に期待した。ただし、決して行政の救済義務を回避しようとしたのではなく、「中央政府なり、府県庁なり、又は大都會なりが、公費を以て或る程度まで慈善事業を經營せねばならん」とを「急務中の急務」と捉えている。⁽²⁴⁾しかし、篤志家、宗教家、学校長という人々は、職務的でないがゆえに重視された。不良少年は環境が生み出した落とし子であると考え、彼らの師となり友となるうとして家庭学校を設立した留岡は、地方改良事業において、自発的な篤志による感化力という、環境の感化力を改めて強調し、社会全体において放置され「其所を得ない」人間に生きる場を与える社会風潮の醸成を重んじたのである。

IV 慈惠的救済事業に対する留岡の見解

以上のように、留岡は、地方改良事業においても感化救済事業においても、すべての「人間が其所を得る」という家庭学校の実践の延長上における課題意識にもどづいて参与したのであり、天皇制国家の発展という政策的課題意識

にもとづく井上友一とは一線を画していた。しかし、日露戦後、社会主義者の活動を抑圧しつゝ、都市問題の激化や農村の疲弊などにより増大する生活苦に対応するために、現実には、天皇・皇室の名の下に「恩恵」としての救済事業も推進されつた。井上は政策者としてこの動きを推進したが、救済事業従事者の一人として、留岡は、当時の慈惠的救済事業をどのように理解していたのであらうか。

留岡は、明治天皇の死去にあたり自ら主宰する雑誌『人道』に、「奉悼辞」「御践祚勅語」「改元詔書」「先帝陛下の御遺徳を憶ひ奉る」「先帝崩御と国民の血涙」「御一代御年譜」「明治天皇御製」などの記事を掲載した。⁽²⁵⁾

しかし、これらの記事よりも、⁽²⁶⁾ そう注目されるのは、留岡幸助の署名入りで書かれた「明治聖代の慈善事業」という論文である。「皇室は我等臣民の宗家にして、天皇皇后両陛下は、我等臣民の大父母」であり、慈善事業の発達を助長したのは「皇室に発源」すると述べている。「慈善事業の経過を繰ね来りて只皇恩の無量なるを知る」とか、「上御一人の御恩召」が「国民の慈善的精神」に反映したというように、留岡にとって天皇は慈善事業の推進者として注目される存在であった。関東大震災に際しても「有難き御恩召」を強調し、また東宮成婚に際しては「御慶事に際して皇室よりの恩賜」があつたことを明らかにしている。

留岡は、「社会公共の為に富豪家が各種の慈善的設備に対して寄付金を為すことは、社会進歩の一特徴として慶祝すべきことと考えていた。それゆえ、内外の宗教家のあいだで物議が生じた石油会社ロックフェラーが行った伝道会社への寄付行為に対し、留岡は「吾より進むで寄付を募集し、且つ懇請するが如きは固より屑しとせざる」が、相手から寄付しようという場合は「金錢を儲けたる過去の方法手段迄研究するの要なかる可し」と述べ、「寄付者のためにも、将た又不遇の同胞の為めにも、此種の寄付を受くるを至当の処置」と主張した。⁽²⁷⁾ このように、積極的に慈善事業に対する寄付行為を受け取つていこうとする留岡にとって、天皇の与える下賜金は貴重であった。

同時代の他のキリスト教関係雑誌と比較すると、天皇を救済事業の支援者と捉える留岡の論調は特徴的である。たとえば、『上毛教界月報』などでは、明治天皇を「宗教の自由」を与えた存在として評価するが、このような主張は見つけられない。また、下層社会に実践的なキリスト教をもたらそうとした点で留岡と共通の性格を有する山室重平がかわった救世軍の『ときのこゑ』とも異なる。⁽²⁵⁾ 救世軍の活動から考えて『ときのこゑ』において、慈善事業の推進者としての天皇像がより明確にされてもよいと感じられるが、ここでは『上毛教界月報』と同様、むしろ「宗教の自由を保証」した存在として評価されているのである。

キリスト者の一人である留岡が、「信教の自由」の提供者というより「慈善事業」の推進者としての天皇像を抱いていたことは、彼の天皇観・宗教観を象徴していると同時に、「社会・慈善・教育・宗教を論じる雑誌」と銘打った『人道』の性格をも示している。

留岡は、慈善事業という側面における天皇の性格を強調するが、一方で、「開闢の国史」の出発点に「神武天皇」⁽²⁶⁾をおく。とりわけ、内務省嘱託として一九一〇年、九州を視察した際、神武天皇生誕の地とされる日向高千穂高原の狭野神社を「参拝」したという記事は注目される。彼は、「自分は未だ曾て愛国心の欠乏を感じたことはなかった。けれども十七歳にして早く既に宗教的洗礼を受けられた自分は四十幾年の今が今、真に国民的洗礼を受けられたものであるといふことを、此時に於て初めて明らかに自覚することが出来た。此事を思ふて自分は今や感謝の念に満たされて居る」と述べたのである。キリスト者である彼の「参拝」は、神に対する「祈り」を捧げるものではなく、当然「参拝」であったが、この社の杜の「森厳なインスピレーション」によって「愛国心」を覚え「国民的洗礼を受けられた」と記したことを、「國祖降臨」と結ぶ辺りに明治という時代に生きた留岡の「國体」に対する意識が暗示されている。

留岡は、天皇制明治国家の動向の中で、キリスト者として辛酸を嘗めてきた。留岡が最初に感化院の設立計画を立てた同志三好退蔵（一八四五—一九〇八）は、明治政府の司法官僚であり、司法次官、検事総長をへて大審院院長になつた人物であった。三好は、一八八三年、伊藤博文の憲法調査団に随行してドイツに行つたときに紹介された普及福音新教伝道会の創立者リッターから受洗したキリスト者であった。帰国後、小崎弘道牧師のもとで、それぞれ一八八〇年前後に留学先で受洗していた、のちの農科大学教授和田垣謙三や、大逆事件時の司法大臣となる岡部長職らと、聖書研究に従事し番町教会設立にかかわった。感化事業の研究のために渡米する覚悟を決めた留岡がこの番町教会で説教をした時、三好と留岡は邂逅した。一八九四年、日清戦争前夜のことであった。

日清戦争が終結した一八九七年、留岡は帰国し、さうそく三好退蔵と感化院設立運動を開始した。しかし、時は、すでにキリスト教に厳しかつた。教育勅語済発を契機としておこった教育と宗教の衝突論争を経験し、国家主義的風潮の高まり、内地難居を目前としてキリスト教学校に対する締めつけも厳しく、多くのキリスト教学校は倒れていた。自由民権運動以後、画期的に躍進した教会員も、この時期には低迷していた。司法官僚ではあるが、自らもキリスト教徒である三好は、この風潮を身をもつて感じたのであらう。感化院規則にキリスト教を銘打つことに反対したのである。キリスト教を明示することで、寄付金が得にくくなるとの判断であった。しかし、留岡は、旗を鮮明にすることを固持し三好と袂を分かつ、キリスト教を明示した独自の感化院設立をめざして、一八九九年に家庭学校を設立したのである。⁽³⁰⁾

このように家庭学校の生みの苦しみは、天皇制国家主義の動向との関係によるが、留岡はこの問題をとりたてて論じない。「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返す」という聖句を用いて、天皇をこの世における支配者とみなし神との並存を認める留岡は、天皇制とキリスト教主義を矛盾せぬものとしてとらえていた。しかし、キリスト

ト教主義の標榜を守り、天皇制イデオロギー進歩の状況に直面して妥協することはなかつた。

家庭学校では、朝夕の礼拝のほか日曜には校内の礼拝堂での主日礼拝を行い、そのほか、創立記念式典、秋の遠足、夏の臨海學習、運動会、クリスマスなどの教育行事があつた。儀式には、讃美歌を唱い祈禱を行い、それぞれの意味に応じた内容が盛り込まれたが、教育勅語を必ずしも奉読していない。当時は、東京市養育院感化部井の頭学校や広島感化院、美作恵済会感化院などは、教育勅語を基礎とする教育を銘打ち⁽³¹⁾、また「毎朝万事に先て至尊の御尊影を捧げ教育勅語を捧読」⁽³²⁾している感化院もあつた。一九一三年の感化院長協議会においても、多くの感化院から教育勅語主義が説明され、御真影の下賜についての希望が提出された。これらに比較すると、家庭学校の場合はそれほど積極的ではなかつた。勅語拝戴三〇年式典を兼ねた天長節の式典でさえ、教育勅語を奉読したという記述はなく、家庭学校における教育勅語の扱いは、ここでも他の感化院に比べて軽い。⁽³³⁾

しかし、天長節祝賀式や紀元節祝賀式などは、皇室関係の行事に連動して家庭学校でも恒例となつており、一月の天長節式典の後には、毎年、運動会が催され、式典には様々な人を頼んで建国の由来などについての講演を生徒に聞かせ⁽³⁴⁾、君が代を二回、齊唱している。⁽³⁵⁾さらに、一九一六年頃から、紀元節の式典にも、講師を頼んで紀元節の由來や、建国の由来について聽かせた上、教育勅語を奉読するようになる。⁽³⁶⁾そして、一九二〇年代後半にいたつて、元旦にも教育勅語を奉読し、君が代齊唱、さらに明治神宮への参拝も行うようになつた。⁽³⁷⁾

感化院に御真影が下賜されるのは、一九三〇年、国立感化院武藏野学院に対するのが最初である。この時、「人道」は、「感化院は懲治の場所でなく、教育の場所であるから、公立小学校と同様に御真影を拝載したいといふことは道府県立感化院長多年の念願であった」と述べ、これを機に国立感化院だけでなく、公立感化院に拡大されることを期待する記事を掲載した⁽³⁸⁾。このように、監獄や懲治場代替施設ではなく、教育施設であることを志向してきた感化

院は、教育施設と同様であるという見地から、文部省の小学校と同様に御真影下賜を希望した。

天皇の代替り行事に関しては、『人道』を見る限り、家庭学校で明治天皇追悼の特別行事をしたという記事はなく、この年の一二月には、国旗に喪章はつけたものの、模擬店や園遊会を初めとする一四周年記念会が楽しげに行われ、また、クリスマスも例年通り行っている。⁽⁴⁰⁾しかし、大正天皇の葬儀の場合には、午前中には、本校、北海道分校、茅ヶ崎分校でそれぞれ、御大葬遙拝式が當まれ、午後には、教職員は大葬参拝に参列した。即位奉祝式は、大正天皇の場合にも、昭和天皇の場合にも行われた。⁽⁴¹⁾さらに、東宮成婚の際には、留岡は、社会改良家の一人として宮中供宴の最終日に招待されており、それにあわせて祝賀式が家庭学校においても當まれた。⁽⁴²⁾

このように、さもぞまな皇室行事に家庭学校が対応したのは、時代の流れの反映と考えられる。しかし、同時に、留岡自身が二宮尊徳であっても天皇であっても、社会の中で遺棄されている一人一人の存在に「其所を得させる」ためには積極的に活用していくことと考え、またキリスト教と天皇制を矛盾なく自己の内面にとらえたこととも関係している。自由を重んずるキリスト教主義教育を貫く家庭学校の中で、留岡はあえて時代に抗するのではなく自らの教育を當々と進めていたということができる。

おわりに

以上のように、本稿では、留岡は、地方行政の国家的集権をめざした地方改良事業よりも、宗教家や篤志家による救済事業の推進をめざしていた感化救済事業において、本領を發揮し、家庭学校の実践にもとづいて積極的にかかわったことを明らかにした。次に、天皇制国家の「国威」発揚を第一課題とする政策者に対して、留岡は、地方改良事

業に対しても、感化救済事業と同様、社会の中で「其所を得て いない」人々に生きる場を与える嘗みとしてかかわったことを明らかにした。第三に、このような発想にたつ留岡は、惹起する社会問題に対応する皇室や皇族による慈惠的救済事業も評価し、明治天皇を「信教の自由」を保障した人物とか「国威」を発揚させた存在というよりも、むしろ「救済事業の助長者」と理解したことを明らかにした。実際に、その恩恵に浴していた家庭学校においても、皇室から多くの補助金を得、行事には教育勅語が奉読されたりしたが、他の感化院とは異なり、家庭学校が創立以前からめざしてきたキリスト教主義教育が第一義であった。ただし、キリスト教徒である留岡は天皇を神として拝することはないものの、神武天皇降誕の地とされる高千穂の神社を「参拝」し「国民的洗礼」を受けたと実感した。この明治人らしいナショナリティーの表明は、キリスト教を日本社会に実践させる思想として、二宮尊徳の報徳思想を受け入れることのできる留岡の思想を表していると考えられる。

実践的キリスト者として家庭学校を設立し何度も何度も試行錯誤を繰り返しながら行つた教育実践をみると、日露戦後の内務省の政策とのかかわりにおける留岡の努力が、たとえ天皇制国家主義の国民統合の流れにのまれていくものであつても、それが個を活かそうとする嘗みであったことがわかる。教育が、國家権力にとっての有効な機構であると同時に、個の自立にとって重要な踏台であるという、教育のもつアンビヴァレントな関係を意識にのぼらせるところなく、留岡は嘗々と教育の力に期待した。「人が其所を得る」には、つまり喜びをもつて生きる場をもつようになるには、自らが自らを支えられるように教育を受けることが必要であった。「愚民」であるから教育するのではなく、適切な教育があれば独立できると考えるから教育するのであった。人は、本来的に自立した「自助」的生活を望む。それが自らの力で不可能なとき、行政や援助団体、篤志の人物の力に頼らうとするのである。自ら、助けを与える存在であらうとした留岡は、「貧者個人の責任と道徳的実践に委ねる」ためではなく、個人の永遠の自立を希求す

るがゆえに、「自助」を重んじた。それゆえ、「貧民」「農民」への期待が「あがいなさによって挫折させられ」たからではなく、本当に必要なときに、政府にも、資本家にも、地方公共団体にも、篤志家にも、援助を求めるようになったのである。

以上のように、本稿では、地方改良事業、感化救済事業などの日露戦後政策として天皇制国家が行つた嘗みの歴史的機能ではなく、むしろその嘗みにかかわったキリスト者留岡幸助の主体的意図を中心に考察した。

註

- (1) 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房 一九六九年、同「明治後期における国民組織化の過程」『論集日本歴史一一』有斐閣 一九七五年。
- (2) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会 一九七三年。
- (3) 田中和男「『地方改良』と留岡幸助」『キリスト教社会問題研究』二八号 一九八〇年。田中は「地方改良運動内部での留岡と政府＝官僚層との親近性」を、留岡が日露戦後の社会問題の「事態をほぼ正確に認識していくながら、その解決の方策として提言しているのは、個人道徳・責任のさらなる実践にすぎない」点と、「行政ルートに連なる三者が篤志家を囲繞する」四角同盟で「政党の存在が地方の発達を阻害する最大の原因」と考えた点を指摘した。これに対して、違いは、政府官僚が「下に対する責任」を強調したのに対し、留岡は「推譲」によって「上に対する『責任』論に転回させた」点に求めた。この指摘は示唆に富むが、エリートに期待する「四角同盟」を「愚民観」の現れととらえる指摘は、松村論文にもみられ、留岡の教育に対する期待に支えられた教育実践を考えると疑問が残る。
- (4) 松浦憲一「留岡幸助の慈善事業における『社会改良觀』の形成——地方改良運動の一論理——」早稲田大学『社会科学討究』三一一号 一九八五年九月。
- (5) 小林仁美「留岡幸助の『新慈善』——小河滋次郎・井上友一との比較研究——」『奈良女子大学教育学年報』六号 一九八八年。
- (6) 『大日本帝国内務省第一十三回統計報告』一九〇九年。
- (7) 「慈善」一編二号 一九一八年、『官報』八二五二号 一九一九年一一月、『官報』一一三号 一九一二年一一月、『官

報』三八九号 一九一三年一月、『官報』六八〇号 一九一四年一月。

(8) 『官報』七九四三号 一九〇九年一二月。

(9) 「講師及担任科目」『官報』(号数は表中参照)。

(10) 「講師及担任科目」『官報』『慈善』(号数は表中参照)。

(11) 「内務省地第七九四六号」『感化院学務課』一九一〇年 京都府立総合資料館所蔵。

(12) 留岡幸助「尊き鞭」『人道』一二八号 一九一五年一二月。

(13) 留岡幸助「感化事業と其方法」前掲『感化救済事業講演集』五巻 同志社大学人文科学研究所 一九八〇年。

(14) 留岡幸助「感化事業と其方法」前掲『感化救済事業講演集』内務省地方局 一九一九年三月。

(15) 『感化院学務課』一九一〇年 京都府立総合資料館所蔵。

(16) 前掲「感化事業と其方法」。

(17) 前掲『感化院学務課』。

(18) 「日記原本手帳」六〇 同志社大学人文科学研究所所蔵マイクロフィルム。

(19) 前掲「感化事業と其管理法」。

(20) 留岡幸助「邦家の二大柱石」『報徳講演集』一九一〇年三月 『留岡幸助著作集』二巻。

(21) 留岡幸助「慈善政策」『人道』二一号 一九〇七年一月。

(22) 留岡幸助「農村改良と篤志家」『地方改良講演集』一九一九年一二月。

(23) 留岡幸助「教育家の社会的任務」『人道』三三号 一九〇七年一二月。

(24) 前掲「慈善政策」。

(25) 『人道』八八号 一九一二年九月。

(26) 留岡幸助「慈善的寄付問題」『人道』二号 一九〇五年六月。

(27) 「雄辯漫筆」『上毛教界月報』三四〇号 一九二七年三月 (同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会林達夫氏一九八九年一月報告資料『上毛教界月報』に見る皇室関係記事 参照)。

(28) 山室翠平「先帝陛下を哀悼す」『ときのこゑ』四〇一号 一九一二年九月 (同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会田中真人氏一九八九年七月報告資料『ときのこゑ』における皇室関連記事 参照)。なお、キリスト教と天皇制の関

係については、別に厳密な理論的検証が必要な問題と考える。

(29) 留岡幸助「九州の三十四日（上）」『人道』五七号 一九一〇年一月。

一九八七年一二月。

(30) 小林仁美「留岡幸助の教育観の形成とその展開」『奈良女子大学教育学年報』五号

一九八七年一二月。

(31) 「バノラマ」『人道』五八号 一九一〇年一月。

一九八七年一二月。

(32) 観景子「一学園と保護所」『人道』九四号 一九一三年二月。

一九八七年一二月。

(33) 「家庭学校より」『人道』一八五号 一九一〇年一月号。

一九八七年一二月。

(34) 「聖上陛下の御誕辰の佳日」『人道』一九号 一九〇六年一月。

一九八七年一二月。

(35) 稲葉君山「建国の由来と其精神」『人道』六〇号 一九〇八年五月。

一九八七年一二月。

(36) かをる子「十年記念会」『人道』一〇三号 一九〇九年一二月。

一九八七年一二月。

(37) 「家庭学校近況」『人道』一三〇号 一九一六年二月。

一九八七年一二月。

(38) 戰時下にいたっては、「時局認識行為」が説かれ、それに対応した行為もあつた。

一九八七年一二月。

(39) 「御真影國立感化院に下賜せらる」『人道』二九四号 一九三〇年四月。

一九八七年一二月。

(40) 「家庭学校創立十四周年記念会」『人道』九二号 一九一二年一二月。

一九八七年一二月。

(41) 「家庭学校奉祝式」『人道』一九四号 一九一五年一月。

一九八七年一二月。

(42) 「家庭学校だより」『人道』二三五号 一九二四年六月。

一九八七年一二月。